

# 福井県プッシュ型情報発信システム構築・運用保守業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、「福井県プッシュ型情報発信システム構築・運用保守業務委託」に係る企画提案を募集し、プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

福井県プッシュ型情報発信システム構築・運用保守業務委託

### (2) 業務期間

契約締結後～令和9年3月31日

### (3) 業務内容

「福井県プッシュ型情報発信システム構築・運用保守業務委託仕様書」のとおり

### (4) 履行場所

福井県未来創造部DX推進課 等

## 3 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であって、それぞれ福井県プッシュ型情報発信システム構築・運用保守業務委託の調達に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「参加資格」という。）に関し、次に掲げる事項について本県の認定を受けた者とする。

### (1) 個人または法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

イ 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、選定委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件への参加はできないものとする。

ウ 参加資格認定の日において、現に本県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 福井県に事業所を有する者にあっては、全ての県税ならびに消費税および地方消費

税について未納がない者であること。

カ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## （2）共同企業体

ア （イ）のアからカに掲げる要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

- (ア) 共同企業体の目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称および所在地
- (エ) 代表構成員の名称および権限
- (オ) 構成員の出資割合
- (カ) 各構成員の責任
- (キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合
- (ク) 取引金融機関の名称
- (ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置
- (コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置
- (サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

また単独で本件提案に参加していないこと。

- エ 5(1)に定めるところにより参加資格書類一式を提出し、共同企業体として本件提案に係る参加資格を有することについて本県知事から確認を受けていること。

#### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記3参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (3) 2案以上の企画提案をした場合
- (4) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

#### 5 提出書類および提出方法等

##### (1) 参加資格認定の申請

企画提案を行おうとする者は、次のとおり参加資格書類一式を提出し、参加資格の認定を受けること。

① 提出期限	令和8年3月6日（金）16時 必着
② 提出方法	電子メールにより提出すること。データ容量が10MBを超える場合は、提出方法について、福井県未来創造部DX推進課に確認を行うこと。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。
③ 提出先	福井県未来創造部DX推進課 TEL 0776-20-0267 E-mail <a href="mailto:dx-suishin@pref.fukui.lg.jp">dx-suishin@pref.fukui.lg.jp</a>
④ 提出書類 (参加資格書類一式)	ア 企画提案参加申込書（様式1） イ 企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等）（様式任意） ウ 共同企業体協定書（様式任意）※共同企業体の場合のみ 3(2)ア(ア)から(サ)に掲げる事項を記載すること エ 共同企業体構成員一覧表（様式2）※共同企業体の場合のみ オ 競争入札参加資格通知書の写し 競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やか

	<p>に提出すること</p> <p>なお、共同企業体の場合は全ての構成員について提出すること</p> <p>力 福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）※3ヶ月以内に取得したもの</p> <p>キ 消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3の3）（税務署）※3ヶ月以内に取得したもの</p>
--	--

## (2) 参加資格審査の結果通知

上記（1）により、参加資格書類一式を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和8年3月12日（木）までに書面により通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を書面に記載する。

## (3) 提案書一式の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり提案書一式を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、提案書一式の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提案書一式の提出期限までに提出すること。

① 提出期限	令和8年4月1日（水）12時 必着
② 提出方法	電子メールにより提出すること。データ容量が10MBを超える場合は、提出方法について、福井県未来創造部DX推進課に確認を行うこと。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。
③ 提出先	福井県未来創造部DX推進課 TEL 0776-20-0267 E-mail <a href="mailto:dx-suishin@pref.fukui.lg.jp">dx-suishin@pref.fukui.lg.jp</a>
④ 提出書類 (提案書一式)	<p>提案書作成要領（別紙7）に基づき、ア～カを提出すること。</p> <p>ア 企画提案書（様式任意）（A4版25枚以内）</p> <p>イ 機能要件対応表（様式3）</p> <p>ウ 非機能要件対応表（様式4）</p> <p>エ 過去に実施した同種または類似業務の概要（様式5）</p> <p>オ 見積書（様式6）</p>

## 6 質問の受付および回答

質問は、必ず「質問票」（様式7）により、令和8年3月13日（金）12時（必着）までに「12 問い合わせ先」へ電子メールにより提出すること。

質問の回答は電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対しての

み回答する。

## 7 契約委託先候補者の選定方法および選定結果の通知

### (1) 企画提案審査

提出された提案書一式は、選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は、4月中旬（13～15日のうち1日）を予定しており、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、日程・場所等の詳細については別途通知する。

### (2) 審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、提案書一式の内容（企画内容、実施体制、経費など）について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった企画提案者を委託先候補者として選定する。

評価は、審査基準表（別紙6）に基づいて行う。なお、審査の評価基準や配点等に関する質問は、一切受け付けない。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案者全員に対し、書面により通知する。

### (4) 仕様書の調整

仕様書（別紙1）の記載事項については、受託者の提案事項を踏まえ、契約前に調整を行うこととする。

## 8 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本県との協議の上その承諾を得るものとする。

## 9 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。ただし、本県から追加資料や説明を求められた場合には、その都度、指定する方法により速やかに対応を行うこと。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

## 10 契約上限金額

契約期間における契約上限額は、提案内容により以下のとおりとする。

契約上限額 85,019 千円（2年分の保守パック費用を含む）

なお、構築費用の上限は、38,951 千円（税込）、保守パック（2年分）の上限は、46,068 千円とする。

（消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は 10% とする。）

## 11 スケジュール

令和 8 年 3 月 6 日（金）16 時	参加資格書類一式提出期限
3 月 12 日（木）頃	参加資格審査結果通知
3 月 13 日（金）12 時	質問票（様式 7）受付期限
4 月 1 日（水）12 時	提案書一式提出期限
4 月中旬予定	企画提案審査（プレゼンテーションおよび質疑・応答）
4 月 15 日（水）以降	結果通知

## 12 問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1

福井県未来創造部 DX 推進課（担当 向川、高橋）

TEL 0776-20-0267

FAX 0776-20-0630

E-mail [dx-suishin@pref.fukui.lg.jp](mailto:dx-suishin@pref.fukui.lg.jp)

### 13 配布資料等

本プロポーザルの配布資料等は以下のとおり。

資料名	様式名称
配布資料	
実施要領	—
仕様書	別紙1
機能要件一覧	別紙2
機能要件に関する補足資料	別紙3
非機能要件一覧	別紙4
審査要領	別紙5
審査基準表	別紙6
提案書作成要領	別紙7
参加資格書類一式（参加資格認定申請時に提出）	
企画提案参加申込書	様式1
企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類 (会社案内等)	様式任意
協定書 ※共同企業体の場合のみ	様式任意
共同企業体構成員一覧表 ※共同企業体の場合のみ	様式2
競争入札参加資格通知書の写し	—
福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）	—
消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書(その3の3)（税務署）	—
提案書一式（企画提案審査時に提出）	
企画提案書	様式任意
機能要件対応表	様式3
非機能要件対応表	様式4
過去に実施した同種または類似業務の概要	様式5
見積書	様式6
その他	
質問票	様式7
辞退届	様式任意